祝祭日会合には
国旗を掲げ
ましょう

広報 みのかも
1963年昭和（38年）
3月11日
発行所
美濃加茂市役所
編集人
企画室長 高橋三郎
印刷所 可茂新聞社

春先は風が強く
特に防火に
御注意下さい

昭和38年度予算きまる
1般会計3億268千円
第1回定例市議会

道路 教育を重点に 健全な積極予算

昭和三十八年度の一般特別会計予算など二十八件を審議する第一回定例市議会は二月二十五日開会、会期を四日間と決め、慎重な審議を続け、二十八日閉会し、全案件を原案どおり可決した。

市政十年目を迎えた昭和三十八年度予算は道路交通網の整備と産業開発、文教民生の充実を市政の二大柱として、総額三億六千五百七十万円にのぼる予算を計上し、市勢繁栄と市民生活の向上に積極的諸施策がおりこまれている。

二月二十五日午前九時から開会された第一回定例市議会は二十五日、渡辺市長の説明、二十六日は休会、明けて二十七、八日と審議を続け、全件を原案どおり可決した。

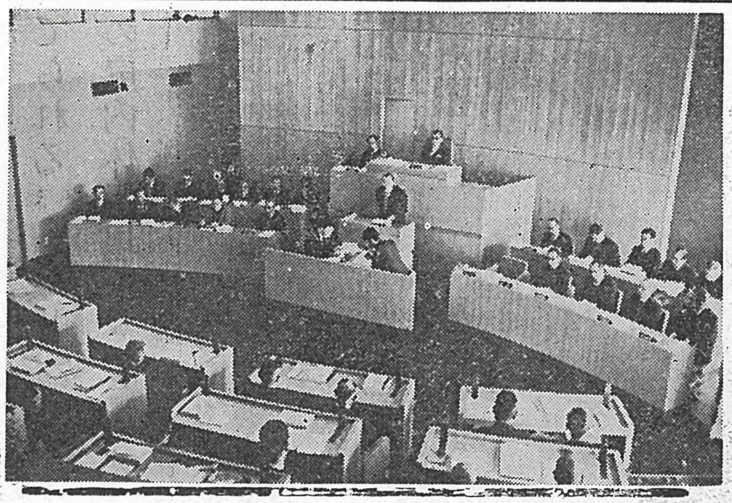

第一回定例市議会（予算説明をする渡辺市長）

この渡辺市長の予算編成方針ならびに施政方針の概要は次のとおり

「市政は早くも十年目を迎えましたが、この間市民の皆様のご理解あるご協力を賜り、新庁舎、東中学、加茂農林高校、上水道、し尿処理場、国道四十一号線を始めとする国、県、市道の改修整備等、重大継続事業が相次いで完成し、市としての一体制を確立し、諸産業開発、発展に秀でた諸条件が木曽川を中心にして本市の内外に具備してきました。特に昨年の四月には飛騨木曽川流域の恵まれた観光資源が国定公園として認められ近く本指定の運びであり、また九月には本市を中心とする中濃地域が低開発工業開発地区の指定を受け中部日本内陸部屈指の産業拠点として注目されてまいりました。こうした市政十年の確固たる基盤の上に立つて今年は更に道路交通網の整備と、これに伴う産業開発、新しい文教、民生の充実を市政の二大柱として推し進め、経済力の豊かな市民生活の実現を期し、内容の充実した予算を編成いたしましたので、慎重なご審議をいただきたい。」と一時間余にわたつて次のように詳細な説明をした。

純総額三億五千六百九十五万円

三十八年度予算は一般会計三億二十六万八千円、特別会計六千五百四十二万三千六百円、総額三億六千五百六十九万一千六百円と昨年より七百六十八万七千七七円多く、特別会計との重複控除差引純計は三億五千六百九十五万二千一百円と昨年の純計に比べても一千百五十一万九千六百円多い積極予算である。

なお昭和三十七年度予算に比べると学校建築などの特定事業が完成したため、これに要した三千余万円が産業振興などに向けられている。

歳入

本年度の市税総額は一億一千四百万円を見込み、特に市民税において税率の引下げ、扶養控除、専従者控除、障害者、寡婦老年者、勤労学生控除の引上げなど総額六〇〇万円にのぼる大巾な減税を行い、市民負担の軽減をはかると共に、その他、たばこ消費税、電気ガス税などの自然増額を見込みました。これら市税のほかに地方交付税八六〇〇万円、公営企業、財産収入分担金及び負担金、国庫支出金県支出金、市債など一億円余を見込みました。

新年度予算 （一般会計）

	本年度予算額	前年との比較（△＝減）
議会費	8,460,000	934,000
役所費	61,516,200	11,217,400
消防費	11,597,300	267,300
土木費	17,579,600	1,071,900
教育費	39,373,500	△ 34,280,000 東中学完成のため
社会及労働施設費	4[illegible],169,000	4,651,[illegible]00
保健衛生費	4,138,400	522,300
産業経済費	37,651,600	13,835,[illegible]00
地方振興費	7,259,500	84[illegible],000
財産費	6,753,000	4,9[illegible]9,0[illegible]0
統計調査費	66,000	40,000
選挙費	2,185,000	△ 293,000
公債費	25,000,000	1,367,000
諸支出金	30,607,900	333,700
予備費	3,000,000	700,000
歳出合計	300,268,000	6,179,200

道路交通網の整備とこれに伴なう産業開発

一級国道四十一号線の整備促進と相俟つて、名古屋美濃加茂間バイパス線を早期着工し、木曽川大橋（四車線）架橋促進につとめ、二級国道岐阜ー蒲郡線をはじめ、主要幹線を整備すると共に道路、橋梁に千四百万円を計上して、防塵舗装（四百万）、道路改良（三百十万）橋梁、（百六十万）工事を進め 合せて都市計画、区画整理を推進するその他高山線の運行改善、ジーゼル基地誘致、越美南北線の早期貫通に努力する

近代農業の確立

木曽川右岸用水の直轄調査に伴ない、農業構造改善（同近代化利子補給三百四十万）を一層進め母体となる農協の合併（促進費二百二十万）を行ない、畜産はクーラステイション（六十七万）と畜産センター（八十八万）を充実し、養鶏増殖ランドレース試種豚、乳牛導入補助を行ない、養蚕は県下を一本に統合した試験場（負担金六百万）を設置し、集団桑園（補助二十五万）近代化（補助二十万）を進める、その他都市近郊ソ菜栽培（十二万）苗代共同防除、兼業農家の協同作業化などの機械化補助（百二十万）これらをあわせて農業構造改善事業費は昨年より五百六十二万円増の千六百四十二万円を計上した

農業土木は昨年の約倍額の千五百九十四万円を計上し土地改良（八百二十五万）については農業開発道路（二百万）水路工事（二百万）農道橋梁工事（二百万）を進め、耕地改良（五百三十一万）については主要農道舗装（百万）水路工事（百万）農道橋を進める外、市農道橋の永久化（第一年度八十万）に着手する。

昭和38年度特別会計予算 △＝減

区分	昭和38年度	前年との増減
国民健康保険	32,670,000	1,411,000
上水道	21,722,[illegible]00	859,600
簡易水道	654,000	△ 1,409,500（稲辺簡易水道完成の為）
土地区画整理	9,401,000	1,09[illegible],000
公益質屋	976,100	△ 84,600
合計	6[illegible],423,600	1,358,[illegible]00

商業振興と観光開発

今年中に本指定が予想される飛騨木曽川国定公園の指定を機会に、観光開発株式会社（民営とし利子補助四十五万）を検討し伊深温泉を中心に三和、伊深高原地帯の開発と、木曽川畔温泉街総合開発計画の推進、又ライン下り客利用のヘルスセンターの建設調査など観光事業費に百四十二万円を計上しました。

商業については、中小企業振興（七十三万）と商店街育成（九十九万）につとめことに時代に呼応したショピングセンターの検討を進め、消費者人口の拡大につとめる。

工業開発

木曽川を中心とした広域協力体制のもとに産業基盤を確立し、低開発促進法に基づいた協議会（会長渡辺市長）により積極的に工場誘致を推進するよう工業開発促進費三百四十三万計上

市民センターを建設

交通の要衝であり、又観光都市とし、産業文化の基幹となりつつある美濃加茂市にふさわしい市民センターを四ケ年計画で七千一百万円を投じ（新年度は五百十五万）鉄筋コンクリート造二階建（収容人員二千人）五七〇坪の建設に着手。

新しい教育の充実と民生福祉の向上

東中学校の完成に続いて一部事業繰越となる山之上小屋内体操場、古井小学校増築工事の完成について下米田小学校を二ケ年計画で二千五百万円を投じて鉄筋コンクリート二階建、延三八〇坪、十二教室（新年度は千三百四十九万円で二百坪）を建設する。この外先生の県外視察を行ない研修の場をつくり、また中学校統合、給食センター（調査費五万円）を進める。社会教育については百六十八万九千円を計上し、公民館活動を中心に成人、婦人学級（六十八万）を設け、国体の準備として事務局を設置すると共に青少年の体育向上（百四十七万）に努めたい。この外市民福祉の向上に福祉会館の建設準備（三十二万）住宅対策、国民健康保険の向上改善に努力したい。

市民税の減税

昨年に引き続き、今年は大巾な減税を行なう。特に七十万円以下の所得者層の税率の引き下げを行ない、扶養控除（五〇〇円を六〇〇円に）、障害者、老年者、寡婦、勤労学生、白色専従者控除（五〇〇円を一〇〇〇円に）、青色専従者控除（一〇〇〇円を一六〇〇円）とそれぞれ税額控除を引き上げ総額六百万円にのぼる減税を行なう。

市民意識の高揚

市民意識高揚のため祝祭日や会合には、国旗を掲げ市章のもとに市歌を高らかに歌い、一斉農休日と市民リクリエーションの日を設け、又市政十周年に当るので記念式典を行なう。

その他

市役所事務については、電子計算機バロス（三百十七万）を購入するなど事務の合理化と能率の向上につとめる。

住宅工場用地を造成
財団法人 美濃加茂市開発公社設立

工場誘致を具体的に進めるため工場用地や、これと関連した住宅用地など、市内の土地を高度に合理的に利用するため、財団法人美濃加茂市開発公社の設立発起人会が二十六日開催され二十七日の市議会に公社の事業計画及予算等が報告され、債務保証等が議決された。今後通産省の許可をまつて四月一日から発足する予定です。

これは市から出資の五十万円を基金にして一般金融機関から融資を受け、昭和三十八年度は一億円の事業費で六万五千坪、三十九年度は六万五千坪の用地を開発造成するもので、渡辺市長を理事長に、十人の役員で構成され、市と不離一体となつて産業開発、市民福祉の向上をはかるものです。

消防体制の完備

近時の社会情勢の変化に伴ない消防団を従来の十箇分団（四八五名）から八箇分団（二七三名）に改編し少数精鋭主義により機動力（消防三輪車二台、九十万可搬式ポンプ一台、二十万）を拡充し、団員の被服の統一をはかり、また古井町森山に消防署の出張所（四五万）を設ける。

議員定数を二十七人に
旧町村単位で選挙

二十八日の最終日に議員定数減と、選挙区設定条例が議員より提出され、次のように決まつた。

選挙区については前回と同様小選挙区とし、議員定数を、山之上、蜂屋、下米田の各町で一名づつを減らし計二十七名となつた。

各選挙区の議員は次のとおり

太田町	七人
古井町	八人
山之上町	二人
蜂屋町	三人
加茂野町	二人
伊深町	一人
三和町	一人
下米田町	三人

市政ニュース 子供の広場

＝山之上小＝ 新しく建てられる ぼくらの屋内体操場

山之上小学校、二七三人のよい子たちが待ち望んでいる屋内体操場がこんど新しくできることになりました。

今の体操場は古くなり、また学校から三〇〇メートルも離れたところにあるため雨の降るときなどは大変不便でした。

そこで新しくグランドの西側に作ることに決め、去る十八日に起工式が行われました。

式は渡辺市長さんを始め工事に関係する代表の人や生徒会代表の佐口真慈君ら五十人が出席して盛大に行われました。

この屋内体操場は五百五十万円をかけて鉄骨造り亜鉛鉄板ぶきで三九二、〇四平方メートルのモダンな建物です。建設は大きな会社ばか十社を集めて見積らせた結果、名古屋の東洋工業株式会社に決まり、二月二十日から工事にかかり、四月三十日に完成する予定です。

この体操場は、太田中、加茂野小、蜂屋小学校に続いて四番目の屋内体操場になり、特にこの屋内体操場には市役所からの連絡や、いろ〳〵市の仕事をする山之上連絡所がこの建物の南側につきます。山之上果樹園の真白な梨の花が咲くころには近代的な建物がお目見えすることでしょう。

学校だよりを放送 毎火曜日4時15分から

＝1430KC＝

昨年の十二月二十四日に開局したラジオ岐阜で、毎週火曜日の四時十五分から美濃加茂市の時間を放送しています。市内の各小中学校の状態を「学校だより」としていろいろ紹介しています。

よい子の皆さん他の学校はどんな事をしているか、どんなふうに勉強しているかお聞き下さい。

市.県民税の申告は3月20までに

今月20日は市、県民税の申告期限です。もし20日までに申告されないと　所得控除や、税額控除が受けられませんから3月20日までに必ず申告して下さい。
申告書の書き方については、申告書と同時に配付いたしました「市、県民税の申告について」に説明してありますが、その計算例を右のように例示いたしましたので参考にして下さい

右の例は農業、給与、譲渡の三つの所得がある方で家族は所得主の外6人の場合です。

(1)所得計算の欄

1．Aの②農業所得欄の㋺の白色事業専従者控除額は 申告書⑲の合計額を記入下さい
計算例　160,000円÷（白色事業専従者妻.長男2人＋事業主1）＝53.333円となるが…限度額50,000円だから
50,000円×2＝100,000円

2．B⑧　給与所得欄の㋺の給与所得控除額は次のとおり計算します　（収入金額㋑350,000円―10.000円）×$\frac{2}{10}$＋10,000円＝78,000…㋺の金額
Bの⑧　給与所得欄の㋩の市民税所得控除額は 次のとおり計算します
（収入金額㋑350,000円）×$\frac{5}{100}$＝17,500円…㋩の金額
市民税の給与所得額は 350,000円－78,000円－17,500＝254,500円となる
県民税の給与所得額は350,000円―78,000円＝272,000円となる

3．Cの⑩　譲渡所得欄は土地を売つた例です
収入金額　　必要経費　譲渡所得
（イ）800,000円―10,000円＝790,000円
（ロ）（790,000円－150,000円）×$\frac{1}{2}$＝320,000円…C⑫の（C）の金額　（譲渡した土地等の取得時期が昭和23年1月1日以前と以後では計算が異なりますから 税務課でおたずね下さい）

4、事業専従者⑱⑲は1で説明

（2）所得控除の欄

1、医療控除㉒㉓
支払つた医療費㋑　保険でうめられた額㋺　差引負担額㋑―㋺
180,000円　―　30,000円　＝　150,000円
控除額の計算は150,000円―（⑬652,000円×$\frac{5}{100}$）＝117,400円…㉓医療控除額

2．社会保険料控控額は実際に支払つた額です㉔㉕

3，生命保険料控除額㉖㉗（実際に支払つた額ですが 15,000円以上は制限があります（本例の場合払込保険料は 18,000円ですが、次の算式により㉗に控除額を記入下さい）
（18,000円×$\frac{1}{2}$）＋7,500＝16,500円… ㉗生命保険料控除額

4．扶養控除（所得税のように配偶者年令等により 制限をしていません）
本例の場合妻と長男は専従者ですから扶養控除の対照になりません　1人目は70,000　2人目からはそれぞれ30,000円ですから70,000円＋（3人×30,000円）＝160,000円…㉙扶養控除額

5．所得控除の合計額は次のとおりになります
㉓医療費控除額＋㉕社会保険料控除額＋㉗生命保険料控除額＋㉙扶養控除額＋㉚基礎控除額＝㉛控除合計額
117,400円＋22,000円＋16,500円＋160,000円＋90,000円＝405,900円

（3）課税標準額

1．市民税の場合
総所得金額　⑬ 734,500円
山林所得の金額⑮　0
退職所得の金額⑰　0
}―基礎控除額㉚＝90,000円
総所得金額　644,500円……市民税課税標準額
山村所得金額　0
退職所得金額　0

2．県民税の場合
総所得金額⑬ 652,000円
山村所得の金額⑮　0
退職所得の金額⑰　0
}―所得控除の合計㉛＝405.900円
総所得金額　246,100円……県民税課税標準額
山林所得金額　0
退職所得金額　0

昭和38年度分市・県民税個人申告書

裏面及び別紙、市、県民税についての説明をよく読んで記入下さい。

昭和38年 3 月20 日提出

美濃加茂市長 渡辺栄一殿	申告者の住所	美濃加茂市太田町1555番地 栄町 自治会 方		
	申告者の氏名	甲野一郎 ㊞	生年月日 明・大・昭 3年3月3日	電話番号 局 番

Ⅰ 所得の計算

	区分	種目	所得の生ずる場所	㋑収入金額	㋺青色専従者給与額 白色専従者控除額	㋩必要経費(㋺を含まない)	所得金額 ㋑－㋩	㋑－㋺－㋩
A	①営業							
	②農業	農耕業	市内太田町栄町	188.880	100.000	減 880 耕 28.000	160.000	60.000
	③その他の事業							
	④配当							
	⑤不動産							
	⑥雑							
	⑦計						160.000(a)	60.000(d)

	区分	種目	給与の支払者	㋑収入金額	㋺給与所得控除額	㋩市民税所得控除額	㋑－㋺－㋩	㋑－㋺
B	⑧給与	俸給	岐阜市[illegible]株式会社松山商店	350.000	78.000	17.500	254.500	272.000
	⑨計						254.500(b)	272.000(e)

	区分	種目	所得の生ずる場所	㋑収入金額	㋺必要経費	㋑－㋺
C	⑩譲渡	土地(畑)	市内太田町栄町	800.000	10.000	790.000
	⑪一時					
	⑫計	（譲渡所得金額と一時所得金額との合計額－15万円）×½				320.000(c)
	⑬総所得金額					a+b+c 734.500(f)　d+e+c 652.000(g)

	区分	種目	所得の生ずる場所	㋑収入金額	㋺青色専従者給与額 白色専従者控除額	㋩必要経費(㋺を含まない)	所得金額 ㋑－㋩	㋑－㋺－㋩
D	⑭山林							
	⑮山林所得の金額							(h)

	区分	種目	退職給与の支払者	㋑収入金額	㋺特別控除額	㋑－㋺
E	⑯退職					
	⑰退職所得の金額					(i)

事業専従者

	氏名	申告者との続柄	生年月日	所得の種類	青色専従者給与額 白色専従者控除額	氏名	申告者との続柄	生年月日	所得の種類	青色専従者給与額 白色専従者控除額
⑱	甲野乙子	妻	7.5.5	農業	白 50.000					
	甲野二郎	長男	15.5.10	農業	白 50.000					
⑲計	2人				100.000円					

Ⅱ 所得控除の計算

雑損控除	損害の原因	損害を受けた年月日	損害を受けた資産の種類	㋑損害の金額	㋺保険金などでうめられた金額	㋑－㋺差引負担額
⑳		年 月 日				
		年 月 日				
㉑雑損控除額						円

医療費控除	医療を受けた人の氏名	申告者との続柄	医師、薬局などの住所、所在地、氏名	㋑支払つた医療費	㋺保険金などでうめられた金額	㋑－㋺差引負担額
㉒	甲野乙子	妻	岐阜市西野町乙野病院	180.000	30.000	150.000
㉓医療費控除額			117.400円			

社会保険料控除	社会保険の種類	支払つた又は給与から差引かれた保険料	社会保険の種類	支払つた又は給料から差引かれた保険料
㉔	健康保険	15000		
	国民年金	7000		
㉕社会保険料控除額		22.000円		

生命保険料控除	保険会社の名称	保険の種類記号番号	契約年月日	保険金額	保険契約者氏名	保険金受取人氏名	申告者との続柄	契約保険料の金額	分配を受けた剰余金	差引実際支払つた保険料
㉖	郵政省	T1257	昭28.7.30	300.000	甲野一郎	甲野乙子	妻	12.000	0	12.000
	日本生命保険会社	[illegible]8765	昭35.6.30	200.000	甲野二郎	甲野一郎	本人	7.000	1.000	6.000
㉗生命保険料控除額				16.500円						

扶養控除	扶養親族の氏名	生年月日	職業	所得金額	申告者との続柄	扶養順位	扶養親族の氏名	生年月日	職業	所得金額	申告者との続柄	扶養順位
㉘	甲野[illegible]子	18.6.10	無	なし	長女	1						
	〃 三郎	20.7.15	高校3年	〃	2男	2						
	〃 四郎	22.6.15	〃 1年	〃	3男	3						
	〃 五子	24.3.10	中学2年	〃	2女	4						
㉙扶養控除額				160.000円								

㉚	基礎控除額	90,000円
㉛	所得控除の合計額 ㉑＋㉓＋㉕＋㉗＋㉙＋㉚	405.900円

Ⅲ 課税標準額 ㉜

市民税課税所得金額			市民税	県民税課税所得金額		県民税
総所得金額⑬f 734.500円	－基礎控除額㉚ 90,000円＝		総所得金額 644.500円	総所得金額⑬g 652.000円	－所得控除の合計㉛ 405.900円＝	総所得金額 246.100円
山林所得の金額⑮h 円			山林所得金額 円	山林所得の金額⑮h 円		山林所得の金額 円
退職所得の金額⑰i 円			退職所得金額 円	退職所得の金額⑰i 円		退職所得の金額 円

Ⅳ 税額控除 ㉝

1. 扶養親族	（合計金額が5万円以下のもの）	4人	※	円
2. 障害者	あなた又は扶養親族のうち障害者がある場合の数	人	※	円
3. 老年者	あなたが明治31年1月1日以前に生れた人であるときは○で囲んで下さい………老年者			
4. 寡婦	あなたが寡婦である場合はあてはまる箇所を○で囲んで下さい…………………死別、生死不明、離婚、夫未帰還			
5. 勤労学生	あなたが勤労学生である場合は学校名を記入して下さい……………………………学校名			

………………切………………取………………線………………

昭和38年度分の市県民税の申告書受付書　　月　日　受付印

住所	美濃加茂市　町　番地　自治会　方
氏名	殿